伊丹市と大阪芸術大学短期大学部との連携に関する協定書

伊丹市（以下「甲」という。）と大阪芸術大学短期大学部（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙が相互に連携して、それぞれが有する人的資源および物的資源ならびにノウハウを有効に活用することにより、文化芸術活動の活性化を図り、もって活力ある地域社会の実現および次世代を担う人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「連携事項」という。）について連携する。

(1) 文化芸術に関する事項

(2) その他、甲と乙が協議し、必要と定める事項

（協議）

第３条　甲と乙は、前条に定める連携事項の具体的な取組内容、甲および乙の役割、連絡調整の体制その他の詳細事項について、別途協議のうえ取り決めるものとする。

（期間）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から１か月前までに、甲乙のいずれからも本協定の変更および解除について申し出がない場合は、有効期間をさらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（本協定の変更および解除）

第５条　甲または乙が本協定の内容の変更または解除を書面により申し出たときは、甲と乙は、協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

（守秘義務）

第６条　甲と乙は、連携事項の検討および実施において知りえた非公表事項を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　甲と乙は、本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙において協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和７年５月２０日

（甲）伊丹市千僧１丁目１番地
伊丹市
伊丹市長

（乙）伊丹市荒牧４丁目８番７０号
学校法人塚本学院　大阪芸術大学短期大学部

学長